

区会(自治会) 新規設立の手引き



いざという時、頼りになる人が
身近にいますか？

地域の課題をみんなで
解決しませんか？

目次 ❖❖❖

1. 区会(自治会)を設立してみませんか？	P. 1
2. 困ったとき、区会(自治会)は心強い味方です	P. 1
3. 区会(自治会)とは	P. 2
4. 具体的な活動内容を紹介します	P. 2
①安全・安心なまちづくり	
②住民同士のふれあい・支え合い	
③生活に役立つ情報の提供	
④きれいで快適なまちづくり	
5. つくば市の区会(自治会)組織について	P. 3
6. 地区・つくば市区会連合会(事務局)と行政(つくば市)との関係	P. 3
7. 区会(自治会)を新たに設立する場合の手順	P. 4
8. 届出に必要な書類(例)	P. 5
①規約(例)	
②事業計画書(例)	
③収支予算書(例)	
④区会(自治会)加入のご案内(入会申込書)(例)	
9. その他の書類(例) ※この書類は設立時の届出には必要ありません	P. 9
①事業報告書(例)	
②収支決算書(例)	
10. 新しく区会(自治会)ができたなら…	P. 10
①つくば市からの業務委託料	
②つくば市の補助制度	

1 区会（自治会）を設立してみませんか？

区会（自治会）が組織されていない地域や
区会（自治会）に加入していない
集合住宅（マンション等）に
お住まいの皆さま！



区会（自治会）は、一定の区域に住所を有する方の地縁に基づいて形成された自主的な組織です。その区域に住所を有する世帯は構成員になることができます。

区会（自治会）は、住民相互の親睦を深めることのほか、住み良い地域づくりのため、行政が発信した情報や、地域内の連絡事項を回覧することにより、迅速できめ細やかな周知をするほか、防災や防犯、子どもや高齢者の見守りなど、様々な取り組みを行っています。

住み良い地域をつくるには、行政サービス＝「公助」に加え、地域住民の皆さまによる助け合い＝「共助」が欠かせません。

区会（自治会）が無い地域にお住まいの皆さまも、是非、区会（自治会）を設立しませんか。つくば市では、そのお手伝いをしています。

2 困ったとき、区会（自治会）は心強い味方です

■大規模な震災があったとき、どうすればいいの？

避難場所はどこかな・・・誰に聞けばいいのかな・・・

■日常生活で困った・・・

ゴミ置き場がカラスに荒らされるけど、誰に相談したらいいのかな・・・

■地域の人たちと知り合いになりたい！

隣近所には、どんな人が住んでいるのかな・・・

■この地域はどんな地域なんだろう？

お祭りはやっているのかな・・・



そんな困ったときは、区会（自治会）が心強い味方です。

皆さんがお住まいの地域には、区会（自治会）が組織されていますか？

区会（自治会）活動に興味をもったとき、今ある既存の区会（自治会）に加入するのも一つの方法です。また、区会（自治会）が無い地域には、新たに区会（自治会）を設立するという道もあります。いずれも、安心して生活するために一緒に地域の中で手をつないで、住みよいまちづくりに参加できます。

つくば市は、そんな皆さんのお手伝いをさせていただきます。

3 区会（自治会）とは

つくば市では、一般的名称である自治会や町内会を区会とよんでいます。

区会（自治会）は、地域の皆さまが自主的につくる任意の団体です。

区会（自治会）は、自分たちが住んでいる地域を住みやすくするために、いろんな問題をみんなで話し合い、お互い協力しあって、明るく住みよい地域社会をつくっていくことを目的として様々な活動を行っています。

また、区会（自治会）は、つくば市からのお知らせや地域の催しものなどを回覧、掲示することで、住民の皆さまに情報をお伝えしています。

4 具体的な活動内容を紹介します

区会（自治会）での活動内容の一例を紹介します。

①安全・安心なまちづくり

【防災・防犯活動】

消防等関係機関と密接に連絡を取り、地域ぐるみで防火・防災訓練を実施し、危険箇所の確認と情報提供など組織的な活動を行っています。また、自主的に地域の見守りなどの防犯活動を行っています。

②住民同士のふれあい・支え合い

【親睦活動】

お祭りなどのイベントを企画・開催し、地域住民同士の交流と親睦を深めています。

【支え合いの活動】

ひとり暮らしの高齢者などの見守り活動や、共同募金活動等に協力しています。

③生活に役立つ情報の提供

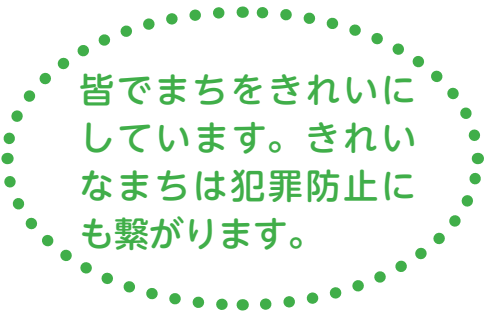
【地域内の連絡・回覧】

回覧板や掲示板で地域内の連絡事項を知らせたり、市からのお知らせなどを配布したり、生活に役立つ情報をお届けしています。また、調査・報告等の行政協力活動・地域住民の要望などの取りまとめなどがあります。

④きれいで快適なまちづくり

【環境美化活動】

ごみ集積所の管理・清掃や道路・公園などの清掃、花を植えるなど、きれいで住み良いまちづくりを進めています。

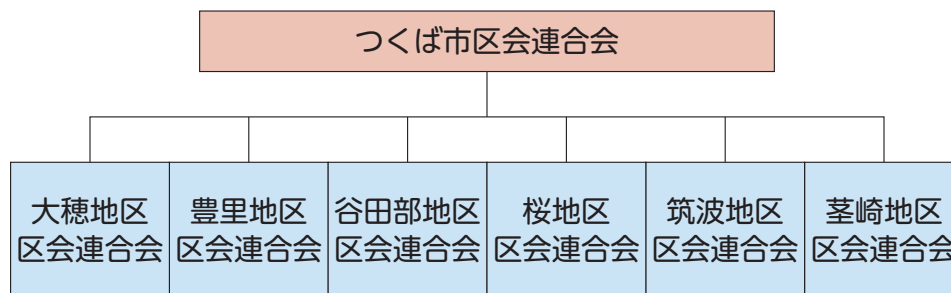


皆でまちをきれいに
しています。きれい
なまちが犯罪防止に
も繋がります。

5 つくば市の区会（自治会）組織について

つくば市では、地域住民で構成し、各種コミュニティ活動を行っている団体（自治会等）を区会と称しています。区会（自治会）は自主的に結成・運営している任意団体で、現在は、約 600 の区会（自治会）が活動しています。

区会（自治会）の組織として、合併前の旧町村を区域とした 6 つの地区区会連合会及びその上部組織となるつくば市区会連合会が組織されています。また区会（自治会）が設立・承認されると、地区区会連合会及びつくば市区会連合会に加入することとなります。



6 地区・つくば市区会連合会（事務局）と行政（つくば市）との関係

●つくば市区会連合会

つくば市区会連合会は、地区（大穂・豊里・谷田部・桜・筑波・荃崎）区会連合会の代表者により構成されています。

つくば市区会連合会は、自主的に結成・運営している任意団体で、役員会や総会などを行っています。

●地区区会連合会

地区（大穂・豊里・谷田部・桜・筑波・荃崎）区会連合会は、各区会の代表者（区長）により構成されています。

地区区会連合会は、自主的に結成・運営している任意団体で、6 地区それぞれに役員会や総会などを行っています。

●地区・つくば市区会連合会とつくば市との関係

地区・つくば市区会連合会（事務局）と行政（つくば市）とは相互関係にあり、つくば市の発展及び地域住民生活の向上に寄与し地域の皆さんによる明るく住みよいまちづくりを目的として、さまざまな活動を行っています。

7 区会（自治会）を新たに設立する場合の手順

1. 設立の準備を始める

まずは、ご近所の方に声をかけて、一緒に設立の準備をしてくれる方を数名集めます。最近では、共働き世帯も多く、区会（自治会）の必要性を感じていても、協力的な人がすぐには見つからないかもしれません。

しかし、自分たちが住んでいるまちを、安全で安心なまちにすることに反対する人はいません。じっくり働きかけ、協力を募りましょう。

2. 区会（自治会）の区域を決める。

次に区会（自治会）の範囲（区域）を決めます。

区会（自治会）は任意の組織ですが、趣味のサークルや同窓会などとは異なり、「地縁」というつながりによって結成される住民自治を行うための組織であり、その地域内の誰もが入ってこそ十分な目的を達成できる団体でもあります。

地域の住民によってその地域を住みやすくするための団体であることから、同じ区域内に二つの組織があっては成り立ちません。

一つのマンションに管理が一つであることを考えたらわかりやすいと思います。ですから、既存の区会（自治会）と重複しないように範囲を定める必要があります。区域を決めるときは、必ず、隣接の区会（自治会）と境界について相談しましょう。

3. 区会（自治会）結成に対する区域住民の同意を得る。

区会（自治会）を立ち上げる上で、地域の皆さんの理解や協力を得ることが重要です。

例えば、地域の皆さんに集まってもらって、説明する機会を設けたり、個別に訪問して説明したり、区会（自治会）の趣旨を十分に説明し、理解を得ます。

すぐに同意を得られた場合は、入会申込書を書いてもらいましょう。ゆっくり目を通したい方には後日申込書を提出してもらいましょう。

区会（自治会）の存在意義を強く訴え、心に響くよう説明しましょう。

4. 区会（自治会）設立の届出

区会設立届（会員名簿、区会位置図、規約（会則）、事業計画書、収支予算書等を添付）をつくば市区会連合会事務局（市役所内）宛てに届出をし、承認を得る必要があります。承認されるとつくば市区会連合会・地区区会連合会等に参加することとなります。

8 届出に必要な書類（例）

① 規約（例）

〇〇区会規約

（名称）

第1条 本会は、_____区会と称する。

（会員）

第2条 本会は、_____区域内及びその隣接地に居住し、規約に賛同する住民をもって構成する。

（目的）

第3条 本会は、会員の相互扶助、協力の精神を基調として生活環境の整備、改善及び会員相互の親睦を図ることを目的とする。

（事業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- (2) 住宅及びその周辺の整備、改善
- (3) 会員相互の親睦を図るための催し
- (4) 会費等の出納管理
- (5) 対外交渉及び連絡事項の処理
- (6) その他本会の目的達成のために必要な事項

（総会）

第5条 総会は最高の決議機関であって全会員をもって構成し、役員会が必要と認めたと
き、または会員の三分の一以上の要求があったとき会長が招集することとし、総会の議
長には会長があたる。

2 総会は委任状を含む過半数以上の出席によって成立し、議決は出席者の半数以上の賛
成によって行われる。なお、賛否同数の場合は議長がこれを決する。

3 総会においては、次の事項を審議する。

- (1) 規約の改廃に関すること。
- (2) 役員の任免に関すること。
- (3) 会費に関すること。
- (4) 事業計画、予算決算に関すること。
- (5) その他役員会が必要と認めたこと。

（役員会）

第6条 役員会は会長、副会長及び班長をもって構成する。

2 役員会は会長が必要と認めたととき、または役員の二分の一以上の要求があったときに
会長が招集することとし、役員会の議長には会長があたる。

3 役員会の議決は役員の過半数をもって行う。

4 本会の会員は役員会に申し出てこれに出席し、意見を述べることができる。

（役員の選出）

第7条 会長、副会長は総会において選出する。ただし、前役員の協議により推薦するこ

とは妨げない。

2 班長は各班にて選出する。

(役員の任務)

第8条 会長は本会を代表し、一切の会務を総括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその任務を代行する。

(役員の任期)

第9条 会長、副会長の任期は____年とする。ただし再任することを妨げない。

2 班長の任期は各班において定める。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても後任者が就任するまでは、その職務をおこなわなければならない。

(会の運営)

第10条 本会は、会費、補助金及び寄付金等により運営する。

(会費)

第11条 会費は、総会において定めるものとし、会員は4月末日までに会計に会費を納入する。

(中途入退会者の会費)

第12条 前条の集金日以降における中途入会者の会費は徴収しない。また、前条の集金月以降における中途退会者の会費は返金しない。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第14条 本会に会計監査を2名を置くこととし、監査は役員会で選出できる。

2 会計監査は監査結果を会員に報告しなければならない。

3 会計監査は再任を妨げない。

(規約の改正)

第15条 本規約の改正は全会員の三分の一以上の要求があったとき、または役員の三分の二以上が必要と認めた場合、役員会が発議し、会員にこれを提案しその過半数の同意を得なければならない。

(班の区割り)

第16条 班は、15世帯程度の近隣をもって構成し、班の区割りについては別に定める。

(入会手続き)

第17条 本会に入会しようとする者は、「_____区会入会申込書」を最寄りの班(班長)に提出し、役員会の承認を得た上で、会長の指示により入会することを原則とする。

附 則

(1) 本規約で定めのない事項に関する運用については役員会に委ねる。

(2) 本規約は____年__月__日から施行する。

② 事業計画書（例）

〇〇年度〇〇〇区会事業計画書

期 日	事 業 名
〇年〇月	第〇回役員会
〇年〇月	〇年度定例総会
〇年〇月	第〇回役員会
〇年〇月	区会内一斉清掃
〇年〇月	防災訓練
〇年〇月	第〇回役員会
〇年〇月	夏祭り
〇年〇月	第〇回役員会
〇年〇月	新年餅つき大会
毎日（週末を除く）	防犯パトロール
毎月1日、15日	区長配布
毎月第〇〇曜日	班長会議

③ 収支予算書（例）

〇〇年度〇〇〇区会収支予算書

1 収入 （単位：円）

科 目	予 算 額	前年度予算額	比較増減	備 考
区 費 *1	〇〇	〇〇	〇〇	@ 〇〇円×〇〇戸
委託料 *2	〇〇	〇〇	〇〇	区会業務委託料
補助金 *3	〇〇	〇〇	〇〇	ごみ集積所設置補助金
繰越金 *4	〇〇	〇〇	〇〇	前年度繰越金
雑収入 *5	〇〇	〇〇	〇〇	預金利子、寸志等
合 計	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	

2 支出 （単位：円）

科 目	予 算 額	前年度予算額	比較増減	備 考
会議費 *6	〇〇	〇〇	〇〇	総会、役員会等
事務費 *7	〇〇	〇〇	〇〇	事務用品等
事業費 *8	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇事業費 〇〇円 〇〇事業費 〇〇円
互助費 *9	〇〇	〇〇	〇〇	香料
雑 費 *10	〇〇	〇〇	〇〇	
予備費 *11	〇〇	〇〇	〇〇	
合 計	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	

*1 各区会員から集められるものです

*2 委託業務に対して支払われるものです（つくば市から支払われる業務委託料）

*3 区会からの申請に対して支払われるものです（ごみ集積所設置費、集会所修繕費等）

*4 前年度の会計残額で繰越されるものです

- *5 収入のうち他の科目に当てはまらないものです
- *6 会議の開催に要するものです（総会、役員会等の会場使用料等）
- *7 事務に必要なとされるものです（事務用品等）
- *8 区会の様々な事業活動に必要なとされるものです
- *9 互助事業に要するものです（弔慰金、見舞金等）
- *10 支出のうち他の科目に当てはまらないものです
- *11 予測できない支出に備えて計上するものです

④ 区会（自治会）加入のご案内（入会申込書）（例）

年 月 日

〇〇地区住民各位

区会（自治会）設立準備会
代表 〇〇〇〇
連絡先 〇〇〇〇
電話番号 〇〇〇〇

区会（自治会）加入のご案内

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

私たちは、地域に住む皆さんと力を合わせ、区会（自治会）活動を行うことによって、住みよい地域にしていきたいと思います。

どうぞ、趣旨にご賛同いただき、下記同意書（入会申込書）の提出をお願いいたします。

.....

（仮称）〇〇区会（自治会）設立同意書（入会申込書）

住 所
世帯主氏名
電 話 番 号

9 その他の書類（例） ※この書類は設立時の届出には必要ありません。

① 事業報告書（例）

〇〇年度〇〇〇区会事業報告書

期 日	事 業 名	事業内容
〇月〇日	第〇回役員会	定例総会について 他
〇月〇日	〇年度定例総会	前年度事業報告・決算報告 役員の承認 新年度事業計画案・予算案 その他
〇月〇日	第〇回役員会	区会内一斉清掃について 他
〇月〇日	区会内一斉清掃	市内一斉清掃の一環として区会 内一斉清掃を実施
〇月〇日	第〇回役員会	夏祭りについて 他
〇月〇日	夏祭り	親睦を深めることを目的として 実施
〇月〇日	第〇回役員会	新年餅つき大会について 他
〇月〇日	新年餅つき大会	親睦を深めることを目的として 実施
毎日（週末を除く）	防犯パトロール	防犯、交通事故防止を目的に実 施した
毎月1日、15日	区長配布	市の委託業務として実施した
毎月第〇〇曜日	班長会議	行事の周知等を目的に実施した

② 収支決算書（例）

〇〇年度〇〇〇区会収支決算書

1 収入

（単位：円）

科 目	決 算 額	予 算 額	比較増減	備 考
区 費 *1	〇〇	〇〇	〇〇	@ 〇〇円×〇〇戸
委 託 料 *2	〇〇	〇〇	〇〇	区会業務委託料
補 助 金 *3	〇〇	〇〇	〇〇	ごみ集積所設置補助金
繰 越 金 *4	〇〇	〇〇	〇〇	前年度繰越金
雑 収 入 *5	〇〇	〇〇	〇〇	預金利子、寸志等
合 計	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	

2 支出

（単位：円）

科 目	決 算 額	予 算 額	比較増減	備 考
会 議 費 *6	〇〇	〇〇	〇〇	総会、役員会等
事 務 費 *7	〇〇	〇〇	〇〇	事務用品等
事 業 費 *8	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇事業費 〇〇円 〇〇事業費 〇〇円

互 助 費 *9	〇〇	〇〇	〇〇	香料
雑 費 *10	〇〇	〇〇	〇〇	
予備費 *11	〇〇	〇〇	〇〇	
合 計	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	

- *1 各区会員から集められるものです
 *2 委託業務に対して支払われるものです（つくば市から支払われる業務委託料）
 *3 区会からの申請に対して支払われるものです（ごみ集積所設置費、集会所修繕費等）
 *4 前年度の会計残額で繰越されるものです
 *5 収入のうち他の科目に当てはまらないものです
 *6 会議の開催に要するものです（総会、役員会等の会場使用料等）
 *7 事務に必要なとされるものです（事務用品等）
 *8 区会の様々な事業活動に必要なとされるものです
 *9 互助事業に要するものです（弔慰金、見舞金等）
 *10 支出のうち他の科目に当てはまらないものです
 *11 予測できない支出に備えて計上するものです

10 新しく区会（自治会）ができれば・・・

①つくば市からの業務委託料

つくば市とつくば市区会連合会とで業務委託契約を締結しています。

主な業務として、行政連絡事項の周知、行政文書の配布や回覧等の業務を受託していただくことで、業務委託料が各区会（自治会）へ支払われます。

②つくば市の補助制度

つくば市では、住みよい地域づくりの大切なパートナーとして、区会（自治会）活動を様々な形で支援（補助）しています。

※対象とならない場合もありますので、事前に担当課へご相談ください。

問合せ先：029-883-1111（代表）

◆地区集会所等の建築・修繕に関する補助

地域におけるコミュニティ活動の拠点となる地区集会所の新築や改築、増築、修繕に要する費用について、補助を行っています。

詳細は、市民協働課までお問い合わせください。

◆コミュニティ活動に関する補助

財団法人自治総合センターの宝くじの社会貢献広報事業として、コミュニティ活動を行っている団体（区会）に対して、地域イベント（お祭りなど）で使用する神輿や太鼓などの備品購入費について、補助を行っています。

詳細は、市民協働課までお問い合わせください。

◆自主防災組織に関する補助

地域の人々が自主的に防災活動を行う組織です。災害に強い地域社会をつくるため、日頃から自主防災意識を持って地域の安全を考え、防災の基礎知識を身につけておくことが大切です。

自主防災組織を結成している区会を対象に、資機材、土のう、災害用井戸などの整備、組織の運営、防災士資格の取得について、補助を行っています。

詳細は、危機管理課までお問い合わせください。

◆ごみ集積所の設置に関する補助

区会などの団体が利用するごみ集積所にダストボックス等を新設・増築する場合に、補助を行っています。

詳細は、環境衛生課までお問い合わせください。

◆資源物集団回収奨励金

缶、びんや古新聞の資源物の回収を自ら実施した団体に対し、奨励金を交付しています。

詳細は、環境衛生課までお問い合わせください。

◆子供の遊び場遊具に関する補助

区会等が維持管理している子供の遊び場に、ブランコ・滑り台等の遊具の設置、修繕及び、点検に要する費用について、補助を行っています。

詳細は、こども育成課までお問い合わせください。

◆防犯カメラ設置に関する補助

市内の犯罪に対する抑止力の向上を図り、安全・安心なまちづくりの推進に資することを目的として、地域の団体に防犯カメラの購入及び設置工事に要する費用について、補助を行っています。

詳細は、防犯交通安全課までお問い合わせください。

〒305-8555 つくば市研究学園一丁目1番地1

つくば市区会連合会事務局

TEL 029-875-9388

Email bz024408@bz04.plala.or.jp

つくば市市民部市民協働課

TEL 029-883-1111(代表) FAX 029-868-7542